



2022年6月22日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 嵯峨 行介  
(コード番号 8358 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員  
総合企画本部長 秋田 達也  
(TEL 03-3279-5535)

## 株主による当社第211期定時株主総会に関する 株主権妨害禁止仮処分命令等の申立に関するお知らせ

当社は、当社株主 303 名(以下「債権者」といいます。)より、当社及び当社代表取締役社長を債務者として、2022年6月29日開催予定の当社第211期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に関して、2022年6月17日、静岡地方裁判所沼津支部に株主権妨害禁止仮処分命令等の申立て(以下「本申立て」といいます。)がなされましたので、お知らせいたします。

### 記

a. 申立てがなされた日

2022年6月17日

b. 本申立てがなされた裁判所

静岡地方裁判所沼津支部

c. 本申立てをした債権者の概要

弁護士河合弘之氏をはじめとする当社株主 303 名(当社が定める本定時株主総会の基準日以前から当社株式を保有する者)

d. 申立ての内容

本申立ては、当社が本定時株主総会において、新型コロナウイルス感染症防止策の一環として、会場の座席間隔を広く取るため座席数を限定し、出席を希望される株主にインターネットでの事前登録をお願いするとともに、事前登録された希望者数が設置する座席数を超える場合には事前登録者を抽選とする方法(以下「事前登録制」といいます。)を採用したことについて、株主参与権の行使の侵害であるとして、主位的に、当社は本定時株主総会を開催してはならない旨の仮処分命令を、予備的に、当社及び当社代表取締役社長は本定時株主総会に債権者が出席して株主権を行使することを妨げてはならない旨の仮処分命令を求めるものです。

e. 今後の方針

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない状況下における本定時株主総会の開催に当たって、会場における座席の間隔を広く取る必要があるところ、事前登録制は、経済産業省及び法務省による令和 2 年 4 月 2 日付「株主総会運営に係る Q & A」[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kabunushi\\_sokai\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kabunushi_sokai_qa.pdf) においても採用可能として認められている方法であり、抽選も第三者である外部業者に委託して公正に行っておりますので、法令違反も不当な点もないと確信しております。したがいまして、当社といたしましては、本申立てには全く理由がないと考えており、当社の見解について真摯に主張・立証し、本申立ての却下を求めて対応する方針です。

以上